

国民年金のお知らせ

後納制度を利用しましょう
(過去10年以内に保険料未納期間のある方へ)

平成24年10月1日から3年間に限り国民年金保険料の後納制度が実施されています。国民年金は20歳から60歳までの40年間、国民年金保険料を納めることで、満額の老齢基礎年金を受給することができます。この制度です。

保険料を納められなかった期間や資格取得などの届出忘れで国民年金に加入していない期間がある場合には、将来の年金受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなることがあります。

このような事態を避けるために、10年間さかのぼって未納期間等の保険料を納めることができるようになりました。後納制度で保険料を納付できる期間は、平成27年9月30日までです。

過去10年以内に未納保険料がある方は、ぜひ、この機会に後納制度を利用して、老齢基礎年金額の増額または受給

権の取得につなげてください。※既に老齢基礎年金の受給権をお持ちの方は、納めることができません。

▽納付申込 後納制度は申込みが必要です。日本年金機構または豊岡年金事務所に申込書を提出した後、審査が行われ、承認通知と納付書が送付されます。

▽注意事項 過去3年度以前の後納保険料は、当時の保険料額に加算額が付きます。

・後納が可能な期間のうち、最も古い分から先に納付することになります。

・10年を経過した月ごとに納付できなくなります。例えば、平成15年10月分は、平成25年11月になると納付できません。

・一部免除された期間のうち、未納となっている期間も対象です。

▽問合せ 国民年金保険料専用ダイヤル

☎0570-0111-050
※050または070から

始まる電話の方は ☎03-6731-2015
または豊岡年金事務所
☎22-0948

年金受給を諦めていた方へ

平成24年8月10日に「年金機能強化法」が成立し、年金の受給資格期間(保険料納付や免除期間等の合計)が、これまでの25年(300月)から10年(120月)に短縮される予定です。国民年金保険料に未納期間があったり、年金制度に加入していなかったなどの理由で、年金受給を諦めていた方は、ぜひ、もう一度年金受給資格期間を確認してください。

平成27年9月までに限り、「後納制度」により過去10年間の保険料未納期間について、保険料を納付することで年金受給資格を増額できる機会ができました。



▽問合せ 豊岡年金事務所

☎22-0948

専業主婦(夫)の年金が改正されました

サラリーマンの夫が退職した際などに年金の切り替えの手続きが遅れたため、保険料が未納となっている主婦は、手続きすることで年金の受給資格を取得できる場合があります。

夫が会社などを退職した場合や妻自身の収入が増えたときなどは、手続き(第3号被保険者から第1号被保険者への変更届)をして、自身で保険料を納めますが、この手続きが2年以上遅れた方は、2年以上前の保険料を納付できないため、保険料の「未納期間」が発生します。

平成25年7月1日から、専業主婦の年金が改正され、このような方が手続きすることで、「未納期間」を「受給資格期間」に算入することができるようになりました。該当する方は、今すぐ問い合わせてください。

※妻がサラリーマン、夫が専業主夫の場合も同様です。

▽問合せ 国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570-0111-050

または豊岡年金事務所 ☎22-0948

豊岡年金事務所からのお知らせ

年金相談窓口を次のとおり時間延長します。

お越しの際には、年金手帳など基礎年金番号の分かるものと身分証明を持参してください。

なお、代理者のときは、対象者の年金手帳など基礎年金番号の分かるもののほか、委任状と代理者の身分証明を準備してください。

●10月12日(土)は

午前9時30分～午後4時

●10月7日(月)・15日(火)・21日(月)・28日(月)は

午前8時30分～午後7時

●電話での問合せ

ねんきんダイヤル

☎0570-0105-1165

IP電話・PHS

☎03-6700-1165

●年金個人情報サービス

日本年金機構ホームページ

アドレス

<http://www.nenkin.go.jp/>

《問合せ》

▽日本年金機構 豊岡年金事務所 ☎22-0948

▽市民課市民係

☎21-9015または各

支所市民福祉係

固定資産税のお知らせ

◆固定資産に異動があった場合は申し出てください

固定資産税は、毎年1月1日に、固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している方が、その所在する市町村に納める税金です。



平成25年中に次のような異動があった場合には、必ず申し出てください。

- ①家屋の取り壊し
- ②家屋の用途変更(例:専用住宅・併用住宅を工場・事務所に変更した)
- ③登記をしていない家屋の所有者の変更
- ④土地の利用状況の変更(例:農地を埋め立てて駐車場や資材置場にした)
- ⑤その他、今年4月に送付した「課税明細書」の内容と比べて変更が生じた など

※登記が完了した場合には、異動の申し出は不要です。
 ※異動内容は、平成26年度分の課税から反映します。

◆**償却資産の申告をしましょう!**
平成25年度の申告がまだの方は、至急申告してください!

償却資産とは、会社や個人で事業を営んでいる方が、その事業のために所有している資産(①構築物②機械および装置③工具・器具および備品など)のことです。

市内に償却資産を所有している方は、毎年1月1日現在の所有状況の申告が必要です。
 ※償却資産は、耐用年数を経過していても、また、資産の異動がなくても、その事業のために使用している限り、毎年申告が必要です。
 ※平成25年1月2日以降に新たに該当資産を取得した方は、平成26年度分から申告してください。

↳**駐車場や共同住宅などの不動産賃貸業を営んでいる方へ**
 次のような事業用資産(ただし、家屋の評価に含まないもの)を所有している方は、申告が必要です。

・駐車場のアスファルト舗装、フェンス、側溝、受変電設備、外灯(屋外配線)、集合郵便受け、家具付マンションにおける備品 など

《問合せ》 税務課資産税係
 ☎21-9046または各支所 市民福祉係

市民税「寄付金税額控除」の対象を拡大!

市では、地域に密着した民間公益活動の促進や寄付文化の醸成を図る観点から、今年、市税条例を改正し、個人市民税の税額控除の適用を受ける寄付金の対象を拡大しました。

この改正は、市長が指定する寄付金を支出した場合、従来の所得税に加え、寄付者の個人市民税の一定額を、税額から控除できることとしています。



▽従来の控除対象寄付金

- ・地方自治体に対する寄付金(ふるさと寄付金)
- ・兵庫県共同募金会に対する寄付金
- ・日本赤十字社(兵庫県支部)に対する寄付金

▽拡大した控除対象寄付金

- ・所得税の控除対象寄付金(右記のものを除く)のうち、次に掲げる寄付金または金銭
- ・豊岡市内に事務所または事業所を有する法人または団体

体に対する寄付金で市長が指定したもの

- ・兵庫県知事または兵庫県教育委員会の認定を受けた特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭で、市長が指定したもの
- ※主な受益者が市民であるなど、「市民の福祉の増進に寄与する」と認められるものに限りです。

控除対象寄付金の指定を受けるとは...

寄付金を受け入れる法人・団体が、申出書に次の書類(特定公益信託に係る場合は別に定めた書類)を添付して申し出を行う必要があります。



- ・募集する寄付金が所得税の寄付金控除の対象であることを証する書類
- ・定款またはこれに準ずる書類
- ・登記事項証明書またはこれに準ずる書類

- ・豊岡市内に事務所などを有することを証する書類
- ・事業報告書または事業の概況を証する書類
- ・その他、指定に当たり参考となる書類

▽申出手続きの流れ

- ①事前に相談してください。
- ②申出書および添付書類を提出
- ③(提出先)税務課市民税係
- ④指定または棄却の決定(文書で結果を通知します)

▽指定の始期等

指定を受けた年の1月1日以降に受領した寄付金が対象

※所得税の寄付金控除の対象となることなど控除対象寄付金としての基準を満たすこととなつた日が1月2日以降の場合、その日以降に受領した寄付金が控除の対象です。



※詳細は、市ホームページをご覧ください。
 《問合せ》 税務課
 ☎21-9045
 政策調整課 ☎21-9022